

1. 高齢者福祉サービス

くらし

○食の援助

「食」の自立支援事業

【内 容】 親族等の支援がなく、栄養状態の改善が必要な人に週1回弁当を自宅まで直接お届けすることで、安否確認や健康状態の確認を行います。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	配達曜日	祝日	配達地域
福井県民生活協同組合	0120-016-165	月～土	可	市内一部 ※要相談
宅配クック123	0776-33-1230	月～金	可	市内全域
ライフデリ越前店	42-7511	月～金	可	市内全域
ワークホームそら	43-5510	月～金	不可	東・国高・北日野 ※要相談
水の里しらやま	67-7256	月	不可	白山
水仙園	27-2155	火・金	可	味真野 ※配達日時 要相談
粟田部魚商組合	42-0108	火・金	可	(火) 粟田部・岡本 (金) 服間・南中山
第2和上苑	25-6400	水	不可	南・王子保
デリー弁 ぐるっぺ	090-3476-0123	月～土	不可	市内一部 ※要相談

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢のみの世帯の人
- ③ 親族等の援助が得られない人
- ④ 安否確認が必要な人
- ⑤ 介護保険サービス、介護予防サービスを利用していない人
- ⑥ 市税を滞納していない人

【利用料金】 1食あたり300円

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
(申請に必要なもの)

- ① 申請書
- ② フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

越前市「食」の自立支援事業受託事業者

粟田部魚商組合

魚 栄 ☎ 42-0108

魚 清 ☎ 42-1566

魚 善 ☎ 42-0133

布 作 ☎ 42-0055

梅田魚店 ☎ 42-0069

国久魚店 ☎ 42-1027

丸 津 ☎ 43-0365

宅配サービス

【内 容】 食品・日用品やお弁当の配達を行う市内事業者です。

【事 業 者】

食品・日用品の配達

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
福井県民生活協同組合	0120-016-165 月～金曜 8:30～ 20:00 土曜 9:00～ 17:00	【宅配】 カタログから商品を注文し、週1回決まった曜日、時間にお届けします(留守時 も対応)。 家の中に商品を運んだり、お届け時に注 文をお聞きすることのできる福祉個配も あります(要相談)。 【買い物代行ハーツの ネットスーパーおつかいさん】 午前10時までの注文で当日午後5時ま でにお届けします(留守時も対応)。
(株)平和堂 アル・プラザ武生 ホーム・サポートサービス	電話 21-8900 FAX 21-8901	月～土(祝日可) 会 員 制：年会費1,000円(税込)、 配達料1回110円(税込) 買物代行：9～12時までに電話・FAX でのご注文商品を当日配達。 来店宅配：13時までの預かり商品を当 日、13時以降は翌日、土曜 分は月曜配達(生鮮品、要冷 凍冷蔵品は不可)。
J A 越前たけふ (株)コープ武生	(平出店) 23-8781 (みどり館) 24-1717	(平出店) 東・西・南・吉野・神山・ 大虫・王子保地区 (みどり館) 国高・北日野・北新庄地区 正午までの注文で当日夕方までにお届け します。(月～金、祝祭日を除く)
(株)ヤスサキ グルメ館武生店 移動スーパーとくし丸	・とくし丸担当 山本 090-1392-2596 ・グルメ館武生店 21-2671	【移動販売】 (月・木) 仁愛大学～味真野方面 (火・金) 粟田部・服間方面 (水・土) 国高・村国方面
(株)ヤスサキ グルメ館武生南店 移動スーパーとくし丸	・とくし丸担当 伊藤 090-1636-1235 ・グルメ館武生南店 24-2821	【移動販売】 (月・木) 東・西・南・大虫・神山・吉野方面 (火・金) 王子保・南条方面 (水・土) 坂口・白山方面

地域の総合相談窓口

県民せいきょう
COOP 県民せいきょう丹南

きぬき



いつまでも自分らしく

住み慣れた地域での生活をお手伝いします。

介護にお困りの方、知りたい方お気軽にご相談ください。

お問い合わせは・・・
越前市家久町49字

0778-22-5001

□お弁当の配達

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対応曜日	祝日
粟田部魚商組合	42-0108	火・金	可
ワークホームそら	43-5510	月～金	不可
宅配クック123 福井中央・丹南店	0776-33-1230	年中無休(正月3が日を除く)	可
福井県民生活協同組合	0120-016-165	月～土	可
ライフデリ越前店	42-7511	年中無休(正月3が日を除く)	可
スバル食品	0120-110-143	月～土	不可
水の里しらやま	67-7256	月	不可
デリー弁 ぐるっぺ	090-3476-0123	月～土	不可

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

○助成

在宅介護用品(紙おむつ)費支援

令和6年度から、現金支給から助成券に変更になりました。

【内容】 在宅要介護者の紙おむつ購入費用の一部を支援します。

【介護用品取扱登録事業所】

(令和6年2月現在)

事業者名	住所	電話番号	
旭薬品	住吉町9-12	22-0631	
アル・プラザ武生 平和堂薬品	府中一丁目11-2	21-8900	
賀川薬局	神明町2-26	22-0356	
(株)クスリのアオキ	吉野店	芝原三丁目4-22	42-6560
	横市店	横市町27-1-1	25-6250
	平出店	平出一丁目9-25	21-2251
	今宿店	今宿町2-1-1	42-8166
	上太田店	上太田町50-3-1	42-6125
	今立店	粟田部町46-24	43-8801
	芝原店	芝原五丁目2-14	25-5560
	高瀬店	高瀬一丁目10-25	25-5200
(株)クララ調剤薬局	住吉店	住吉町9-19	23-0012
ゲンキー(株)	粟田部店	西樫尾町3-10-1	42-6950
	国高店	国高一丁目1-2	42-6410
	上太田店	上太田町24-6-6	42-7940
	高瀬店	高瀬町一丁目54	22-2570
	武生新町店	新町10-1-6	43-6090
	平出店	本多三丁目9-19	43-5210
	武生西店	新保町3-3-1	42-6930
	サンドーム店	瓜生町41-11	25-5030
東陽店	赤坂町5-1-2	43-5730	
ココロ薬局	高瀬一丁目20-21	21-3147	

事業者名		住所	電話番号
(株) コメリ	パワー武生店	稲寄町24-12	21-3556
	今立店	粟田部町52-12	43-7055
(株) サンライフ小野谷		本多一丁目2-2	21-2265
(有) 正通瑞香堂薬局		南三丁目5-4	24-0826
スギ薬局	武生南店	妙法寺町434	43-6377
	武生中央店	中央二丁目7-5	42-8576
すみれ薬局		東千福町23-17	42-8033
ソラシド薬局		庄町1-2	24-3335
(有) 武生薬局		天王町3-25	22-0662
	シピィ店	新町7-8 シピィ1階	22-8223
(有) 丹南センター薬局		横市町7-1-2	21-3377
中部薬品(株) V・drug	高瀬店	文京二丁目1-33	22-5160
	武生店	新町3-11-1	21-1270
ニチイケアセンター	武生	国高一丁目16-16	25-5080
	今立	新在家町8-40	42-1076
日本調剤越前薬局		元町6-5	23-1711
ドラッグストア コスモス	新保店	新保二丁目3-20	23-5877
福井シルバーサービスセンター	越前店	押田一丁目3-28	42-6377
ふくし百選プランニング越前		幸町1-16 パラッツォTAMAYA 2階	42-8545
福井県民生活協同組合 ハーツたけふ		芝原四丁目6-21	21-3982
(株) ホームセンターみつわ	武生店	畑町5-18	25-7766

【支援金額】

要介護度	支援金額
要介護2・3	1,500円/月
要介護4・5	3,000円/月

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 在宅で介護を受けている人（入院や施設入所期間は対象外です。）
- ② 常時、介護用品（紙おむつ）を使用していて、排せつに見守りを含む介助を必要としている人
- ③ 介護保険の要介護2から要介護5のいずれかに認定されている人
- ④ 介護保険料の滞納がない人

【利用の方法】 ① 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所で申請し、助成券を受け取ってください。

（申請に必要なもの）

申請書

委任状（窓口で本人または本人の家族以外が申請する場合）

窓口に来る人の本人確認書類

- ② 上記の事業所で紙おむつ・尿取りパッドを購入する時に助成券をご利用ください。

※ 助成券は申請した月からの支給になります。

※ 助成券は紙おむつ・尿取りパッドの購入にのみ利用できます。おつりは出ません。

※ 介護を受けている本人が、入院や施設入所されたり、お亡くなりになった場合は、助成券を返還してください。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○家事等生活の支援

軽度生活援助

【内 容】 在宅のひとり暮らし、高齢者のみの世帯に対し簡単な日常生活上の援助を行い自立した生活の継続ができるよう、次の支援をします。(年間上限40時間)

- ① 寝具類等大物の日干し、クリーニングの洗濯物搬出入
- ② 生垣、庭木の伐採や枝打ち(年間8時間を上限・樹高3～4mまで)
- ③ 機械による草刈や除草剤散布
- ④ 家屋の軽微な修繕
- ⑤ 玄関前の除雪

【事業者】

事業者名	電話番号
(公益社団法人) 越前市シルバー人材センター	24-5530
就労支援センターすてっぷ	29-3637

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢者のみの世帯の人
- ③ 親族等の援助が得られない人
- ④ 心身の障がい、傷病等の理由により、一時的に援助が必要な人
- ⑤ 住民税非課税世帯に属する人

【利用料金】 1時間あたり600円を市が支援します。

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)又は今立総合支所に申請してください。
(申請に必要なもの)

- ① 申請書
- ② フェイスシート(ケアマネジャー等が作成)

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

寝具洗濯サービス

【内 容】 掛け布団・敷布団・毛布それぞれ1枚の洗濯を年2回行います。

【利用できる人】 次の全てに該当する人

- ① 要介護1から5までに認定されている市内の65歳以上の人
- ② 在宅でひとり暮らし、高齢者のみ世帯などで、寝具類の衛生管理が困難な人
- ③ 市税を滞納していない人

【利用料金】

掛け布団	300円
敷き布団	300円
毛 布	100円

※ 1枚1回あたりの料金です。

※ 寝具の種類や素材によって追加料金がかかる場合があります。

(シングルサイズ以外の寝具・マット系寝具等)

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)又は今立総合支所に申請してください。
(申請に必要なもの)

- ① 申請書

② 調査書（衛生管理ができない理由書）（ケアマネジャー等が作成）

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

日常生活用具給付

【内 容】 ひとり暮らしの高齢者などで防火などの配慮が必要な人に、下表の用具を対象者1人につき1台給付します。

品 目	性 能
電磁調理器	電磁による調理器で、高齢者が容易に使用できるもの

【利用できる人】 市内の65歳以上の在宅のひとり暮らし高齢者などで、心身機能の低下に伴い防火などの配慮が必要な人

【利用料金】 世帯の生計中心者の前年の所得税課税年額に応じて負担額を決定します。

※ 課税世帯に属する方は、自己負担がかかります。

※ 負担額の詳細については、下記問合せ先へご連絡ください。

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

① 申請書・同意書

② フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

【内 容】 認知症高齢者、知的障がい・精神障がいなどのある方々が、できるだけ自立して地域で生活がおくれるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などのお手伝いをします。

① 福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する情報の提供や相談

福祉サービス利用における申し込み手続き支援

福祉サービス利用における苦情解決制度の利用手続き

② 日常的な金銭管理のお手伝い

福祉サービスの利用料金や医療費支払いの手続き

年金や福祉手当の受領に必要な手続き

税金や社会保険料、公共料金支払いの手続き

日用品購入の代金支払いの手続き

預貯金の出し入れなどの手続き

③ 日常生活に必要な事務手続きのお手伝い

住民票の届け出に関する手続き

商品購入に関する簡易な苦情処理制度（クーリングオフ制度等）の利用手続き

④ 普段は出し入れしないような金融機関の大切な書類を貸金庫を利用してお預かりします。

保管できる書類

定期預貯金通帳、証書（年金証書、保険証書など）、実印・銀行印

【利用できる人】 市内の認知症高齢者や知的障がい・精神障がいなどがあり日常生活に不安があると思われる人

- 【利用料金】** 訪問が1回1時間以内の場合は1,200円
 1時間を超える場合は、30分ごとに600円追加
 金融機関の貸金庫を利用する場合は月500円
 ※ 生活保護を受けている方は、貸金庫利用以外の費用は無料です。
- 【問合せ先】** 越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

代行サービス

【内容】 家事や買い物代行等を行う市内事業者です。

【事業者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内容
シルバー人材センター	24-5530	掃除・洗濯・食器、調理器具洗い・買い物代行等
(株)ニチイ学館	0120-212-295	掃除・洗濯・食器、調理器具洗い・調理・高齢者の見守り・買い物代行等
福井県民生活協同組合	0120-016-165 月～金曜 8:30～20:00 土曜 9:00～17:00	【きらめきくらしのサポート】 掃除・洗濯・食事作り・薬の受け取り・庭や玄関の草刈り・雪かき・家具の移動等 【移動店舗ハーツ便】 ハーツの商品を約500品目品揃えしている移動販売車です。 【買い物バス】 自宅からハーツまで決まった時間に無料で送迎しています(送迎エリアはハーツより片道15分程度)。 【灯油】 決まった曜日、サイクルで指定場所に給油します(ポリ缶・ポイラー・ドラム缶)。
弥三八	42-1018	車での移動販売(粟田部・岡本・南中山・服間地区)
ベンリー武生駅前店	0120-925-306 (通話無料) 0778-22-9585 (事務所固定電話)	不用品の戸別収集運搬処分(粗大ごみ・家電製品も可)・剪定・樹木の伐採・草抜き・草刈り・遺品整理・蜂の巣駆除・エアコン工事・ハウスリフォーム・家屋の修繕工事・家屋などの解体工事・雪かき・屋根の雪落とし・水周りの修理・トイレなどのつまり抜き・掃除・買い物代行・引っ越しの手伝い・荷物の運搬
boxエコリサイクル部	090-2377-4008	空き家の管理、活用相談・遺品整理、生前整理・不用品買取、回収・家屋解体工事・ハウスクリーニング
あいぜん訪問介護センター	21-1782	空き家の管理・遺品整理、生前整理

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

その他のサービス

【内 容】 生活の支援サービスを行う市内事業者です。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
ワークマン武生	23-5655	日常生活着・靴・手袋・合羽・下着等の注文配達
メガネのハートランド	24-3849	検眼車によるメガネの移動販売
(株)北陸電算サービス	24-3700	アルバムの電子化(DVD化)、自分史作成支援、自分史スライドショー動画製作等
テラオライテック(株)	22-5215	水道・空調・電気工事・屋根・外壁・内装リフォーム
林石油店	43-7777	日用品・防災用品の定期配達 (今立・味真野・北新庄地区)
大柳洋品呉服店	22-1718	婦人洋品、紳士洋品、呉服全般、宝飾品、バッグ、肌着類、小物雑貨類、スクール用品などの訪問販売 の他、衣料品のお直し、きもの類の汚れ落とし、丸洗い、お仕立て、各種加工など
洋服の正札堂	23-5529	来店困難な方にご自宅までお伺いして洋服のお直し (出張費無料)、紳士服全般および学生服等の出張販売
キーセンター新谷	23-6110	合鍵作成、錠前の修理、取替え、重量物(耐火金庫、物置小屋等)の移動、処分
小林マッサージ院	42-2730	難病の方の固くなった関節と筋肉をほぐします。

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利用料金】 各事業者にお問い合わせください。

【利用の方法】 各事業者にお問い合わせください。

【問合せ先】 各事業者

～ニチイライフ(家事代行)のお知らせ～

・掃除・調理・冠婚葬祭や通院時付き添いなど、どうしようなどと思われたら、まずはご相談ください!!



家族みんなの生活に、安心とゆとりをお届けします!



【ニチイライフお問合せ先】

- ニチイケアセンター武生:越前市国高1-16-16 ●ニチイケアセンター今立:越前市新在家町8-40
- ☎(0778)25-5080
- ☎(0778)42-1076
- お客様センター:0120-212-295

○その他の支援

訪問歯科診療

【内 容】 歯科医師が往診を行います。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	内 容
福井県歯科医師会 福井県 在宅口腔ケア応援センター	0776-21-5519	歯科医師会から担当医師が往診
たけふ生協歯科診療所	22-5666	往診

【利用できる人】 各事業者にお問い合わせください。

【利 用 料 金】 各事業者にお問い合わせください。

【問 合 せ 先】 各事業者

口腔機能向上事業

【内 容】 無料で歯科健診と口腔ケア指導を受けることができます。

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対 象 者
市内の歯科医院 (歯科医師会指定)	各歯科医院 (要予約)	市内の65歳以上で介護保険サービスを利用していない方

【利 用 料 金】 無料 ※ 治療が必要な場合の治療費は、本人負担となります。

訪問歯科健診

【内 容】 自宅に訪問し歯科健診を行います。(申請前に担当ケアマネジャーにご相談ください。)

【事 業 者】

(令和6年2月現在)

事業者名	電話番号	対 象 者
福井県後期高齢者 医療広域連合	0776-54-6330	通院が困難な要介護3以上の在宅の後期高齢者被保険者で、医療や介護保険で歯磨きなどの指導(口腔ケアの管理)を受けていない方

理容・美容出張業務助成

【内 容】 在宅の要介護者が、理美容業者の出張業務を受けた場合の出張業務費を助成します。

【助 成 金 額】 1回の利用につき2,000円、年3回まで助成します。

【事 業 者】

□訪問理容師

(令和6年2月現在)

理容店名	住 所	電話番号
理容イケダ	中央1-13-3	22-4872
Relaxy hair hideaway	八幡1-95-13-23	22-2833
BAR BER	国高2-325-9	23-0513
ヘアサロン バング	幸町2-5	22-2472
ヘアサロン 大山	芝原5-12-27	22-3051
ヘアサロン OHARA	広瀬町131-25-2	22-2594
K homme Hair	深草2-5-31	22-4038
川端理容室	上太田町36-1-11	23-4825

理容店名	住所	電話番号
理容 クボタ	本多2-3-14	23-0942
QL homme	本保町19-5	24-2703
BAEBER HARE	芝原2-3-25 2階	77-4730
とこや 髪細工	池泉町5-24-1	27-2922
理容 すぎもと	東千福町16-19	23-0698
髪いんぐ谷口	四郎丸町47-9-4	23-8398
ヘアースタジオ SHIBA	芝原2-3-12	22-1816
ヘアースalon ナカムラ	深草1-16-19	22-4036
hair&relaxation Clover	千福町219	29-3660
理容 ほそかわ	蓬萊町4-22	22-3779
ヘアースalon MAEZAWA	小松2-21-27	23-0144
Cut Room クレヨン	北町27-23	23-1758
水上理容所	幸町2-2	23-4637
Men's hair BARBELESS	芝原1-6-14	22-1337
理容 アキ	塚町48-3-7	23-9877
理容 サカ工軒	村国1-3-11	22-4651
理容 山本	八幡1-93-37-1	22-2002
ヘアースalon スペース	北町43-68-11	22-8512
理容 アサヒ軒	本町6-6	22-3084

□訪問美容師

(令和6年2月現在)

美容室名	住所	電話番号
かとう美容室	宮谷町40-26	27-1166
イトー美容室	天王町5-16	23-6584
チェリー美容室	家久町88-17-10	23-8670
ラフ・アージュ	新町8-25-17	21-1142
TOSHI・HAIR	元町5-4	22-6136
ヘアースalon LimLim	塚町14-15-7	21-5505
たかしま美容室	元町5-26	22-0913
レールデュタン (介護福祉士資格有)	あおば町1-9	22-2142
チコ美容室	栗田部町39-2-2	42-0286
ビューティーサロン月倭子	新堂町19-8	42-3660
ビューティハウス オオサカ	定友町22-1	43-0439

【利用できる人】 市内の要介護3～5の認定を受けている人で、理容所・美容所での理髪・整髪が困難な在宅の人

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。

（申請に必要なもの）

申請書

（利用の流れ）

- ① 申請書を提出します。後日郵送で助成券（3枚）が届きます。
- ② 助成券が届いたら理美容業者に連絡し、助成券を利用することや希望する日等を伝え予約してください。
- ③ 出張業務を受けたら助成券を理美容業者に渡します。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○住居の改修

住宅改修費支給（介護保険）

【内 容】 要支援・要介護認定を受けている人の在宅での生活を支援するため、次にあげた工事の対象経費に対し介護保険の負担割合に応じて7～9割を支給します。（対象経費の上限は20万円です。）

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 床材・通路面の変更
- ④ 扉の取替え
- ⑤ 便器の取替え

※ ①、②、⑤については、介護保険制度での福祉用具貸与や購入もあります。
詳しくは36ページをご確認ください。

【利用できる人】 要支援・要介護認定を受けている人

【利用の方法】 工事をする前に申請が必要です。

工事をする前に長寿福祉課（⑧番窓口）に相談してください。

（申請に必要なもの）

- ① 事前申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成）
- ③ 見積書（工事施工業者が作成）
- ④ 材料カタログの写し
- ⑤ 工事前の写真（撮影日付入りのもの）
- ⑥ 工事箇所の図面および住宅平面図

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3715

住環境整備事業

【内 容】 介護が必要な高齢者の在宅での生活を支援するため、介護保険による住宅改修費支給の対象外のもので、次にあげた工事等に対対象経費の7～9割（上限80万円）を補助します。

- ① 廊下、トイレ、浴室、居室、玄関等の拡幅
- ② 車いす使用による適切な高さの洗面台、手洗い器、流し台、ガス台、調理台等の取替え
- ③ レバー式蛇口等への取替え
- ④ 階段昇降機、段差解消機の設置
- ⑤ 移動改善のための扉新設
- ⑥ 移動困難である場合の居室周辺への洋式トイレ移設及び移設に伴い必要となる給排水工事
- ⑦ 転倒時のけが予防等を目的とした壁材等の変更
- ⑧ 電気スイッチ等の高さ変更、身体状況に適した電気スイッチ等への取替え
- ⑨ 訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置
- ⑩ 寝室内への便器の設置及び設置に伴い必要となる給排水工事

※ 上記工事以外でも対象となる場合があります。詳しくは長寿福祉課（⑧番

窓口)に相談してください。

※ 施工業者は市内業者に限ります。

※ 次の場合は補助対象外となります。

- ・対象の改修工事費が10万円未満の場合
- ・新築及び増築の場合
- ・賃貸物件に対する改修工事の場合

【利用できる人】 市内在住で次の要件に該当し、住宅改修の必要があると認められる人

- ① 次のいずれかに当てはまる人
 - (ア) 要介護3～5に認定されている人
 - (イ) 要介護1・2に認定され、かつ次のいずれかに該当する人
 - ・車いすを利用している人
 - ・障害等級が1級又は2級に相当する上肢不自由者
 - ・障害高齢者の日常生活自立度がA、B、Cのいずれかに該当する人
 - ・認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、Ⅳ、Mのいずれかに該当する人
 - (ウ) 要介護認定の申請をしている人で、(ア)又は(イ)に該当することが見込まれる人
(認定見込者の場合、補助金交付は状態区分が確定した後になります。)
- ② 過去に福井県の実施する住宅改修の資金助成を受けていない人
- ③ 本人及び世帯の生計中心者が市税を滞納していない人

【利用の方法】 工事をする前に申請が必要です。

工事をする前に長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。

(申請に必要なもの)

- ① 申請書
- ② 住宅改修が必要な理由書(ケアマネジャー等が作成)
- ③ 身体障害者手帳の写し(該当される人のみ)
- ④ 利用者及び生計中心者の市税に滞納なしの納税証明書(または同意書)
- ⑤ 工事箇所の図面(工事前・工事後)
- ⑥ 見積書(工事施工業者が作成)
- ⑦ 工事前の写真(撮影日付入りのもの)
- ⑧ 振込口座が確認できるもの(預金通帳など)

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3715

○一時的な生活の場

生活管理指導

【内容】 養護老人ホームに一時的(おおむね7日以内)に宿泊し、生活習慣などの指導や体調の調整を行います。

【利用できる人】 市内の65歳以上の人で、在宅において基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しないなど、社会適応が困難な人

【利用料金】 長寿福祉課にお問合せください。

【利用の方法】 長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

生活支援ハウス

- 【内 容】** 高齢等のため独立して生活することに不安がある人に在宅で自立した生活ができるように支援する施設です。(利用期間は6か月が上限です。)
※ 在宅生活へ復帰するための居住場所であり、リハビリ機能や身体介護を行うところではありません。
- 【利用できる人】** 市内の60歳以上のひとり暮らしの人、夫婦のみの世帯に属する人及び家族による援助を受けることが困難な人で独立して生活することに不安のある人
- 【利用料金】** 利用負担金：月額上限50,000円(利用者の収入により変わります)。
光熱水費：月額12,000円
食事代(3食)：日額1,450円
- 【利用の方法】** 長寿福祉課(⑧番窓口)に相談してください。
- 【問合せ先】** 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

交通

○車いす移動補助

外出支援サービス

- 【内 容】** 移動全般に車いすが必要なため、一般の交通手段(普通乗用車等)を利用することが困難な人の移送用車両(リフト付き車両等)による居宅と医療機関等の間での利用に対して、次の回数を上限に費用の一部を支援します。
※ 介護の必要な人は介護者が同伴してください。

区 分	1か月の利用上限
住民税非課税世帯	片道4回
住民税課税世帯	片道2回
人工透析・末期がん治療中の人	片道26回 ※ 人工透析・がん治療以外の通院は片道4回

【事業者】 (令和6年2月現在)

事業者名	電話番号
(有) あいぜん	0778-21-1782
介護タクシーもも	0778-42-5666
ラル・介護タクシー	090-7749-5738
FAケアサポート(株)	090-2121-8496
鯖江高速観光(株) あい介護タクシー	0778-62-4477
サカイ介護タクシー	090-2283-1537
一期介護タクシー	080-8698-7630
すまいるケアサポート	080-9782-0738
あおやま介護企画	0776-97-5366
介護タクシー おかげさま	090-4321-8946

- 【利用できる人】** 市内の在宅で要介護認定を受けている人で、移動全般に車いすを使用しているため、普通自動車での移動が困難な人
※ 乗車券等との併用はできません。

- 【利用料金】** ① 市内（片道） 800円
② 丹南地区（片道） 1,200円
③ ①②以外の県内（片道） 1,500円
※ 料金は事業者へ直接納めてください。
※ 市の支援額は80,000円/月までです。上限を超えた分は自己負担になります。

- 【利用の方法】** 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）
① 申請書
② 意見書（ケアマネジャー等が作成）
③ 居宅サービス計画書（第1表、第2表）の写し又は、介護予防サービス支援計画書の写し
④ 身体障害者手帳の写し（該当される人のみ）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○運賃割引サービス

福祉バス（路線バス）

【内容】 火・木・土曜日に福井鉄道が運行する路線バスを越前市内区間に限り1回100円で利用することができます。（ただし、白山線は土曜日が運休のため、火・木・金曜日とします。）

※ 越前市外で乗車・下車した場合は、乗車地点からの通常料金がかかります。

【利用できる人】 市内在住で次のいずれかに該当する人

- ① 65歳以上の人
- ② 障害者手帳（身体・精神）の交付を受けている人
- ③ 療育手帳の交付を受けている人
- ④ 上記の①～③を介助する人

【利用の方法】 降車時に「路線バス利用券」と100円をお支払いください。

利用券は次のいずれかの場所で交付しています。

- ・社会福祉課（市役所1階 ⑨番窓口）
- ・長寿福祉課（市役所1階 ⑧番窓口）
- ・今立総合支所
- ・地域交通課（市役所3階）
- ・各地区公民館
- ・味真野出張所
- ・白山出張所

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

市民バス「のろっさ」

【内容】 市民バス「のろっさ」の乗車料が無期限で無料になります。

【利用できる人】 市内在住で次のいずれかに該当する人

- ① 全ての運転免許を自主返納した65歳以上の人
- ② 免許失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けている65歳以上の人

【利用の方法】 降車時に次のいずれかの証明書を運転手に提示してください。

① 県公安委員会が交付する「運転経歴証明書」

② 市が交付する「運転免許自主返納証明書」

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

タクシー運賃割引

【内 容】 タクシーの運賃が1割引となります。

【利用できる人】 次のいずれかに該当する人

① 全ての運転免許を自主返納した75歳以上の人

② 免許失効後に「運転経歴証明書」の交付を受けている75歳以上の人

【利用の方法】 降車時に次のいずれかの証明書を運転手に提示してください。

証明書の種類	利用できる事業者
県公安委員会が交付する「運転経歴証明書」	県タクシー協会加盟事業者
市が交付する「運転免許自主返納証明書」	市内タクシー事業者（5社）のみ

【問合せ先】 越前市役所 地域交通課 0778-22-3704

見守り

○ 機器貸出・助成

緊急通報装置貸与

【内 容】 自宅に設置する緊急通報装置を貸与します。病気やケガなどの緊急時に利用者が緊急ボタンを押すことにより、市が委託した業者に緊急連絡を入れることができます。また、必要に応じて市委託業者から、登録された協力員への連絡や消防機関への出動要請を行うことができます。さらに、人感センサーにより規定時間に動きがない場合は、市委託業者に自動的に緊急連絡されます。

【利用できる人】 次のいずれかに該当する人

① 市内の65歳以上の在宅でひとり暮らしの人

② 市内の65歳未満で身体障害者手帳2級以上のひとり暮らしの人

①②以外で、ご希望の人は長寿福祉課へご相談ください。

【利用料金】

区 分	機器レンタル料	通信費
①、②の人	住民税非課税世帯	実費自己負担
	均等割のみ課税世帯	
	住民税課税世帯	
①、②以外の人	月額1,000円	実費自己負担

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。

（申請に必要なもの）

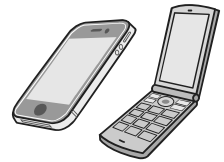
① 申請書（担当地域の民生委員の署名が必要です。）

② 同意書

③ 協力員（緊急連絡先2名）の承諾書

④ フェイスシート（ケアマネジャー等が作成）

- ※ 原則として、装置設置時に自宅の合鍵を市委託業者に預けていただきます。
- ※ 固定電話または携帯電話をお持ちの方がご利用できます。
- ※ 屋外ではご利用できません。
- ※ 入院や外泊等、長期不在にする際は事前にご連絡ください。
入院等で不在にする際、同居・施設入所等で不要となる際には事前にご連絡ください。



【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

徘徊高齢者等家族支援サービス

- 【内 容】 徘徊高齢者に係る探知システム利用の契約をした場合、加入料金と標準充電器の購入に要する費用について、7,700円を上限として支援します。
- 【利用できる人】 市内の介護認定を受けているひとり歩きがみられる認知症高齢者等を在宅で介護している同居の家族で、探知システム利用の契約をした人
- 【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）
- ① 申請書
 - ② 探知システム利用契約書及び領収書の写し

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

○訪問による支援など

家族やすらぎ支援員派遣事業

- 【内 容】 認知症高齢者を抱える家族を支援するため、認知症について研修を受けたボランティア「やすらぎ支援員」が自宅を訪問し、認知症高齢者の見守りや話し相手を行います。
- ※ 週に4時間以内（午前8時から午後8時までの時間帯）
 - ※ 生活援助や身体介護は受けられません。
- 【利用できる人】 市内の60歳以上の認知症の人で、介護保険の要支援1・2、要介護1・2のいずれかに該当する人、又は同程度と認められる人
- 【利用料金】 30分あたり100円
- 【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）に相談してください。
- 【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

郵便局のみまもりサービス

- 【内 容】 ① みまもり訪問サービス
郵便局社員等が利用者宅に毎月1回訪問し、高齢者などの利用者との会話を通じて10項目の生活状況を確認します。その結果をあらかじめ登録した家族等に電子メールまたは郵送でお知らせします。 ※ 郵送は月額200円必要
利用者は、日常生活でのケガの補償が受けられ、また健康・医療・介護の相談も無料です。
- ② みまもりでんわサービス
利用者に毎日定時に電話にて体調確認を行い、回答内容を報告先へメールでご連絡します。（電話は自動音声です）

③ 駆けつけサービス（オプション）

もしもの時に、家族からの要請に応じて警備会社が利用者宅に駆けつけます。

【利用料金】

サービス種類		料金
① みまもり訪問サービス		月額2,500円（税込）
② みまもりでんわサービス	固定電話の場合	月額1,070円（税込）
	携帯電話の場合	月額1,280円（税込）
③ 駆けつけサービス（オプション）		月額880円（税込）（駆けつけ料は別途）

【問合せ先】 お近くの郵便局（簡易郵便局を除きます。）

○事前登録

越前市あんしん見守りキーホルダー登録事業

【内容】 市の配布するキーホルダーを携帯することで、外出先で突然倒れ、身元が確認できない場合などに、キーホルダーの番号から速やかに氏名・緊急連絡先が確認できます。

【利用できる人】 市内の65歳以上の人で、1人での外出に不安のある人

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② 緊急時の連絡先2か所

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

越前市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業

【内容】 ひとり歩き高齢者等を事前に登録し、ひとり歩き、不慮の事故等が発生した場合、緊急連絡体制により当該高齢者の捜索協力の要請を行い早期発見に努めます。

【利用できる人】 市内の65歳以上の認知症高齢者等であって、ひとり歩きの心配のある人。

【利用の方法】 長寿福祉課（⑧番窓口）又は今立総合支所に申請してください。
（申請に必要なもの）

- ① 申請書
- ② 写真（上半身）

【問合せ先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

どこシル伝言板

※ QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

【内容】 ひとり歩き高齢者等の捜索のため、衣服や所持品等に貼るQRコード入りシールを配布します。発見者が徘徊者の衣服等にあるシール（QRコード）を携帯で読み取ることにより、事前登録した協力者に現在地を知らせることができ、早期発見に活用できます。

【利用できる人】 徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者のうち希望者



QRコード見本

地域・団体への支援

○除雪

地域協働事業（地域ぐるみ屋根雪下ろし支援）

【内 容】 町内会で、ひとり暮らし高齢者世帯等の屋根雪下ろしを支援（屋根雪下ろしを実施または業者への依頼を支援）した場合に、その町内会を支援するための事業です。
支援金 1世帯あたり年間9,000円 ※ 町内の口座に振り込みます。

【利用できる世帯】 以下の全てに該当する世帯です。

- ① 次の(1)から(3)のいずれかに該当する世帯
 - (1) 65歳以上のひとり暮らし世帯又は世帯全員が65歳以上の世帯
 - (2) 身体障害者手帳の交付を受けているひとり暮らし世帯
 - (3) 前(1)(2)に準ずると認められる世帯
- ② 越前市に住民登録をしている世帯
- ③ 屋根雪下ろしや業者への依頼を、自力または親族等で行うことが困難な世帯
- ④ 自らが居住する家屋に冬期間も居住している世帯（屋根雪下ろしの義務が家主にある借家を除く）

【利用の方法】 事前に（町内）区長へご相談ください。
実施した場合は区長を通し長寿福祉課まで報告をお願いします。

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784

相談

○無料相談

高齢者の総合相談

【内 容】 住み慣れた地域で生活を続けられるよう、高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する幅広い相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

【問 合 せ 先】 各地区の地域包括支援センター ※ 詳しくは23ページをご確認ください。

法律相談

【内 容】 福井弁護士会の弁護士が相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合先
毎週水曜日（要予約） 13:30～15:00 ※ 祝祭日はお休みです	越前市文化センター （越前市高瀬二丁目3-3）	事前に予約が必要です。 福井弁護士会 0776-23-5255
毎週月曜日（電話相談） 15:30～17:00 ※ 祝祭日はお休みです	高齢者の方（65歳以上）を 対象とした無料電話相談で す。	予約は必要ありません。 福井弁護士会 0776-29-7180 0776-23-5288
毎月第1・3木曜日 9:30～12:00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ3階 （アルプラザ武生3階）	事前に予約が必要です。 （相談日の1か月前から） 越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

成年後見制度・遺言・相続に関する相談

【内 容】 コスモスふくい（福井県行政書士会）の行政書士が相談に応じます。事前予約が必要です。

開催日時	場所（内容）	問合先
4/23(火)、6/25(火) 8/27(火)、10/22(火) 12/24(火)、2/25(火)	越前市役所本庁舎 1階	福井県行政書士会内 コスモスふくい 0776-27-7165

人権相談

【内 容】 差別や虐待等、様々な人権問題に関する相談に人権擁護委員が応じます。予約は必要ありません。

開催日時	場所（内容）	問合先
月～金曜日 8：30～17：15 ※ 土日、祝祭日は お休みです	福井地方法務局 武生支局	みんなの人権110番 全国共通人権相談ダイヤル 0570-003-110
偶数月の第3火曜日 9：00～12：00 ※ 祝祭日はお休みです	越前市役所本庁舎 1階	越前市役所 市民協働課 0778-22-3293

消費生活相談

【内 容】 悪質商法などの消費生活トラブルに関する相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ 4階 (アルプラザ武生 4階)	越前市消費者センター 0778-22-3773

こころの相談

【内 容】 公認心理師（臨床心理士）がこころの問題に対して相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合先
第2月曜日（要予約） 18：00、19：00 ※ 祝祭日はお休みです	生涯学習センター 1階 面談での相談のみ	越前市役所 健康増進課 0778-24-2221
毎週月曜日 13：00～16：00 ※ 祝祭日はお休みです	社会福祉センター 電話・面談相談	社会福祉センター 0778-42-3939

心配ごと相談

【内 容】 職場・家庭・人間関係などの悩みごと相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ 4階 (アルプラザ武生 4階) ※ 電話でも相談に応じます	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

暮らしと仕事の総合相談（暮らしごとさぽーと）

【内 容】 生活困窮者の相談窓口です。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。（訪問相談も行っています。）

- ・働きたくても働けない
- ・失業したため、住むところを失いそう
- ・借金や滞納で生活に困っている
- ・家計のやりくりに不安がある など

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 （アルプラザ武生4階）	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

ボランティアセンター

【内 容】 普段の生活の中でボランティアの応援を必要とする方や、ボランティア活動を希望する方の相談に応じます。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 8：30～17：00 ※ 祝祭日はお休みです	市民プラザたけふ4階 （アルプラザ武生4階）	越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

認知症家族の交流・相談

【内 容】 認知症の理解を深め、その家族に対する援助と福祉の向上を図るため、交流事業や相談事業を行っています。

開催日時	場所（内容）	問合せ先
月～金曜日 10：00～15：00 ※ 祝祭日はお休みです	認知症に関する知識や介護の仕方などの電話相談を行っています。	認知症の人と家族の会福井県支部 0776-28-2929 ・相談専用電話（無料） 0120-294-456

○貸付制度

生活福祉資金

【内 容】 市内にお住まいで、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯の経済的自立と生活の自立と安定を目指すための貸付制度です。

- 【利用できる人】
- ① 低所得世帯
資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であって、資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯（所得制限があります。）
 - ② 障がい者世帯
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
 - ③ 高齢者世帯
65歳以上の介護を必要とする方と共に生活している世帯（所得制限があります。）

【資金の種類】

① 福祉資金

低所得世帯、障がい者世帯、または高齢者世帯の方に日常生活安定化や将来の自立を図るために必要な資金をお貸しするものです。

② 総合支援資金

失業された方や日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費及び一時的な資金が必要な方で貸付を受けることで自立が見込まれる世帯にお貸しします。

③ 不動産担保型生活資金

高齢者世帯の方に、今住んでおられる居住用不動産を担保にし、将来にわたって住居に住み続けるための生活資金をお貸しします。

【貸付条件】

原則として、福井県内にお住まいの別世帯の連帯保証人が必要です。なお、連帯保証人がいる場合は、貸付利子は無利子です。(連帯保証人がいない場合でも借入は可能ですが、年1.5%の利子がつきます。)

公的給付を受給している方および受給前の方は、対象にならない場合があります。また、他の制度利用が適正と認められる場合は、他制度優先とさせていただきます。

【問合せ先】

越前市社会福祉協議会 0778-22-8500

○ 金銭の管理

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

※ 詳しくは6ページをご確認ください。

○ 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つの制度があります。

法定後見制度

【内 容】 本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が本人を法律的に支援する制度です。

<例えば> ・福祉サービス等の利用手続きができない
・施設入所等に関する契約等の手続きができない
・預貯金や不動産等の管理ができない
・悪徳商法で高価な商品、不用品を買ってしまう心配がある

法的な権限をもった支援者（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって契約締結や、財産管理、身上監護（住居の確保に関する契約や治療・入院、福祉施設の入退所に関する契約、費用支払いの手続きなど）を行います。

【手続き窓口】

福井家庭裁判所武生支部（越前市日野美二丁目6）
電話：0778-23-0050

任意後見制度

【内 容】 本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる方や将来その方に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度です。

【手続き窓口】 武生公証役場（越前市京町二丁目1-6）
電話：0778-23-5689

成年後見制度相談窓口

【内 容】 相談は予約が必要な場合もありますので、事前に電話等でお問い合わせください。

名 称	住 所	電話番号
福井弁護士会	福井市宝永四丁目3-1 サクラNビル7階	0776-23-5255
成年後見センター・ リーガルサポート福井県支部 (福井県司法書士会)	福井市下馬二丁目314 司調合同会館	0776-36-0016
成年後見サポートセンター ばあとなあ福井 (福井県社会福祉士会)	福井市月見三丁目2-37 NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
コスモス成年後見サポートセンター 福井県支部 (福井県行政書士会)	福井市大手三丁目4-1 福井放送会館3階	0776-27-7165

成年後見申し立て支援

- 【内 容】**
- ① 成年後見制度の利用についての相談に応じます。
 - ② 認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分で、金銭管理や福祉サービス利用の契約等のために成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがない等の理由で申し立てができない方について、市長が代わって申し立てを行います。
 - ③ 審判の申し立てに要する費用の助成を行います。
 - ④ 審判の申し立てに基づき家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人または補助人に対する報酬の助成を行います。
- ※ ③④については、費用や報酬を負担することにより保護を必要とする状態になる等の収入に関する条件があります。

【問 合 せ 先】 越前市役所 長寿福祉課 0778-22-3784
お住まいの地区の地域包括支援センター
(地域包括支援センターは23ページに掲載)